

(一般社団法人) 北海道自然保護協会 会長 佐藤謙様  
十勝自然保護協会 共同代表 安藤御史様、佐藤与志松様、松田まゆみ様  
富川北一丁目沙流川被害者の会 代表 中村正晴様  
平取ダム建設問題協議会 代表 松井和男様  
苫小牧の自然を守る会 代表 館崎やよい様  
イテキ・ウエンダム・シサムの会 代表 佐々木義治様  
胆振日高高校退職教職員の会 代表 高橋守様  
自然林再生ネットワーク 代表 前田菜穂子様

北海道開発行政の推進については、日頃から特段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成25年9月11日付で北海道開発局長澤田宛、室蘭開発建設部長戀塚宛に頂いた「ダム堤体建設工事用道路建設を含む平取ダム建設に関する質問その2」につきまして、別紙のとおり回答いたします。

今後とも、地域皆様の安全・安心を目指しております治水事業へのご理解・ご協力をお願い申し上げます。

平成25年9月30日

北海道開発局 室蘭開発建設部 沙流川ダム建設事業所長

(別紙)

## 1. 環境保全措置と道路工事の関係

前回の質問書において、「ハヤブサとエゾサンショウウオが挙げられていますが、それ以外の動物に対する影響はないと考えているのかどうか、見解を明かにしてください。」と質問しましたが、それに対して「環境保全措置を講じながら工事用道路工事を進めて参ります」との回答でした。「それ以外の動物に対する影響はないか」と質問したので、「ありません」または「〇〇については影響がある」と回答すべきであり、質問に対する回答になっていません。したがって、改めて前回の「質問1を質問しますのでご回答ください。さらに、環境保全措置を講じながら工事を進めるという回答には、保全措置が有効に実行されるのかどうか大きな疑問が生じます。まず環境保全措置を講じて、その措置が成功してから工事を進めるのが基本です。ご回答では、「環境保全措置が成功する、しないにかかわらず、工事を進める」と理解されますが、そのように理解してよろしいでしょうか。ご回答ください。

(回答)

事業の実施による重要な種への影響については、一律に述べることができないため、平取ダム環境調査検討委員会第8回資料 資料3 4-2 動物 表4-2-9 (P4-2-17～59)の予測結果の概要に具体的な影響を種ごとに記載していますのでご覧下さい。

予測結果の概要、表4-2-11 (P4-2-61～4-2-62)等を踏まえ、環境保全措置の実施にあたっては、専門家から指導や助言を頂くとともに、継続的なモニタリングを行い、より効果的になるよう取り組むこととしています。

## 2. ハヤブサとエゾサンショウウオの影響と環境保全措置について

前回の質問事項は、代替巣の場所とその機能についてでした。それに対する回答は、「工事中のモニタリングを実施し、工事による影響の最小化を図る」「必要と認められる場合に代替巣を検討する」でした。前回引用した貴局の資料では、「ハヤブサの営巣地はダム直近の崖にあるため、工事の影響がある」と述べています。私たちは、貴局自ら作成した報告書において影響があると述べ、今回の回答では、実際には影響があるかどうかモニタリングする、すなわち影響があるかどうか分からない、という立場に立っているため、貴局自らの矛盾により環境保全措置を真剣に考えているのかどうか疑問を感じます。エゾサンショウウオについても同様な回答であります。すなわち、貴局の報告書では「エゾサンショウウオの生息地の一部分がダムにより消失する」と述べていますが、回答では、「産卵環境を確保しても、周辺の成体が産卵場として用いるかどうかは明らかでない。継続的なモニタリングを行ないながら取り組む」と述べています。

そこで、改めて以下の質問をします。

- 1) 貴職は、報告書で「工事がハヤブサの営巣に影響を与える」と述べているが、現在は「工事がハヤブサの営巣に影響を与えるかどうか不明なので、モニタリングをする」というように、保全措置に関する基本的考え方を変更したのかどうか、お答えください。また、エゾサンショウウオへの影響を一方で認めながら、他方でモニタリングしながら取り組むということは、影響があるかどうかははっきりしない、という立場に立っていると考えられますが、これについてもお答えください。
- 2) 有効な保全措置のためには、ハヤブサやエゾサンショウウオの保全措置に成功してから工事を始めるべきと考えますが、これについてのお考えをお示しください。
- 3) 「工事による影響の最小化を図る」と回答されましたが、「最小化」とは具体的にどのようなことを考えているのか、お答えください。

(回答)

1)、2)、3) ハヤブサについては、平取ダム環境調査検討委員会第8回資料 資料3 4-2 動物 表4-2-11 (P4-2-61) に記載のとおり、工事の実施による影響が考えられることから、環境保全措置として、工事中の繁殖つがいのモニタリングを実施し、専門家の指導や助言を頂きながら、繁殖つがいの反応に対応した工事が実施できるようにするとしています。このような環境保全措置を実施することから、工事による影響の最小化を図ると記載しているものです。

エゾサンショウウオについては、同資料の表4-2-11 (P4-2-62) に記載のとおり、直接改変により、本種の生息環境の一部が消失すると考えられることから、環境保全措置として、専門家の指導や助言を頂きながら、モニタリングを行いつつ、成体の生息環境である樹林と繁殖場及び幼生の生息環境となる湿地の確保を図るとしています。

工事にあたっては、これまでの調査結果、専門家からの指導や助言を踏まえ、同資料の表4-2-11 (P4-2-61～P4-2-62) に記載した環境保全措置を講じながら進めて参ります。

### 3. 希少植物の保全について

私たちの質問は、「道路建設に伴い消失すると予測している植物種について、またそれらの種ごとに環境保全措置をどう講じるかについて、それぞれ具体的にご回答ください」でした。これに対する回答は、「環境保全措置として、対象種に応じ、生育適地への移植、生物個体からの種子の採取及び生育適地への播種等を適切に講じることとしています」でした。回答は一般論であり、私たちの質問は、環境保全措置を講ずる具体的な種ごとに具体的な保全措置を求めていますので、種ごとに具体的な保全措置についてご回答ください。なお、希少種については保護の立場から回答できませんということをししばしば述べられることがあります。希少種名についてはすでに貴局の報告書に述べられています。私たちは、

個々の希少種ごとに、どのような生態系の場所に、どのように移植するのかについて質問しているのであって、個々の希少種の移植場所を求めているのではないこと、および貴職の行う移植方法が妥当かどうかを判断するために質問していることをお断りしておきます。「環境保全措置の実施にあたっては、モニタリングを行ないながら取り組む」ことについては、前項の質問と同様なので割愛します。

(回答)

植物への環境保全措置案については、平取ダム環境調査検討委員会第 8 回資料 資料 3 4-3 植物 表 4-3-8 (P4-3-27~4-3-30) において、種ごとに、表 4-3-8 (P4-3-11~4-3-25) に記載している各種の生態的特性等を踏まえ、生育適地への移植、生育個体からの種子の採取及び生育適地への播種等を適切に講じることとしています。

#### 4. アイヌ文化保存問題と治水対策

パブリックコメントにおいて、平取ダム建設について住民からアイヌ文化に関する寄せられた意見の多くは、以下のように(順不同)、(1)アイヌにとって大切なチノミシリを水没することは許されません、(2)他の方法で治水、利水すべきです、(3)台風 10 号のときを参考に弱かった堤防を強化してください、(4)お金がかかっても治水は他の方法でできるのですから、他の方法で行うべきです、(5)チノミシリを水没することは二風谷ダム裁判の判決から逸脱している、と述べています。平取ダム建設についてのパブコメに対する北海道開発局(検討主体)の考えは、これらの真摯な意見に耳を傾けず、極めて不十分です。そこで、以下の質問と要望を述べますので、ご回答をお願い致します。

- 1) チノミシリの保全について：1997 年の二風谷ダム裁判判決で、「国は、二風谷ダム建設により得られる洪水調節等の公共の利益がこれによって失われるアイヌ民族の文化享有権などの価値に優越するかどうかを判断するために必要な調査等を怠り、本来最も重視すべき諸価値を不当に軽視ないし無視した」として、二風谷ダム建設を違法と述べ、この判決が確定しました。平取ダム建設において、アイヌの人たちが、「聖地であるチノミシリを水没させる平取ダムは建設すべきでない」と述べていることに対して、北海道開発局が示した資料は、「眺望 祈りの場」というチノミシリを遠望することによって保全するとしています。アイヌの人たちの先祖伝来の祈りの場を奪って、眺望によって保全するという考え方は、上記に示したアイヌの人たちの考え方を否定するものであり、二風谷ダム裁判判決でのべられているアイヌ民族の文化享有権を奪っているのではないのでしょうか。そこで質問します。平取ダム建設によって得られる公共の利益が、アイヌ民族の文化享有権の価値に優越するかどうかの判断について具体的な根拠をお示してください。
- 2) 平取ダム建設費と河道改修費について：アイヌの人たちは、チノミシリを残すことを

基本に治水や利水を考えてほしい、と述べています。パブコメに対する開発局の資料(複数の治水対策案の立案及び概略評価について)において、平取ダムと河道改修費用は約400億円、ダムなしで河道改修費用は約600億円と述べて、コストの少ないダム案を選択したと述べています。パブコメで寄せられた「お金がかかっても治水は他の方法でできるのですから、他の方法で行うべきです」の考え方では、200億円費用がかかっても、河道改修の治水方策をとるべきということになります。平取ダム建設で失われるアイヌ民族の文化の価値は、200億円以下とお考えなのか、具体的に金額で示すほどの程度の価値なのか、ご回答ねがいます。

- 3) 額平川の治水について、現在の平取ダムの治水計画は、2003年の洪水時に対応するようになっています。2003年の洪水時に、額平川流域では、額平川と貫気別川合流点付近で氾濫しましたが、額平川では氾濫はありませんでした。現地の方は、額平川の堤防はしっかりしていて氾濫しなかったと述べています。開発局資料では、平取ダム建設では額平川の河道掘削はゼロ、河道改修では、上記資料には明示されていませんが、パブコメ資料では約250万m<sup>3</sup>の河道掘削と述べています。
- 3-1) 2003年時に、額平川では貫気別川合流点より上流で氾濫がなかったにもかかわらず、なぜ大量の河道掘削を行うのか、ご説明願います。
- 3-2) 2003年時に額平川の氾濫がなかったのに、なぜ平取ダムを建設するのかについても、ご説明願います。
- 3-3) アイヌの人たちの、チノミシリの水没を避けてほしいという願いは、平取ダムなしで河道改修によって可能であると考えられますが、これについてのお考えをお示しくください。

(回答)

1)、2) 平取ダムにあたっては、アイヌの文化的所産に与える影響について調査し、アイヌ文化継承に資する必要な措置を行うこととしています。

現在、「平取ダム地域文化保全対策検討会」を設置し、アイヌ民族の精神文化や生活文化等に対する保全対策の具現化に向けた調査検討を進めています。

なお、二風谷ダム訴訟の判決では、以下のように、二風谷ダムの建設が違法とされているものではありません。

- ・国は二風谷ダムの建設によって得られる公共の利益が、これによって失われるアイヌ民族独自の文化享有権などの価値に優越するかどうか判断するために必要な調査等を怠り、事業認定を行ったものであるから、認定処分は違法であり、その違法は収用裁決に継承される。
- ・既に二風谷ダムが完成し湛水している現状において、収用裁決を取り消すことは公共の福祉に適合しない。
- ・行政事件訴訟法31条1項により、原告の本訴請求をいずれも棄却するとともに、収用裁決が違法であることを宣言する。

3-1)、3-2)、3-3) 沙流川総合開発事業平取ダムの検証に係る検討報告書 P4-13  
において、治水対策案検討の基本的な考え方を以下のように示しているところです。

- ・治水対策案は、「河川整備計画」において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本とする。なお、平取ダム下流の額平川(北海道管理区間)の改修についても考慮する。
- ・その際に、平取地点における河川整備計画の目標流量6,100m<sup>3</sup>/s に対して、洪水調節施設による洪水調節を行った上で、計画高水位以下で流下させるように河道断面を設定することを基本とする。
- ・河川整備計画が策定されていない平取ダム下流の額平川(北海道管理区間)については、平取ダムを含む案で計画高水位以下で流下可能な流量に対して、計画高水位以下で流下させるように河道断面を設定することを基本とする。

従って、沙流川総合開発事業平取ダムの検証に係る検討報告書P6-62で説明しているように、河道掘削案においては、上流における洪水調節施設がないことから掘削量は、現計画案に比べて大きくなります。現計画案の河道掘削量は、二風谷ダム下流において約130万m<sup>3</sup>、二風谷ダム上流においては0万m<sup>3</sup>、河道掘削案の河道掘削量は、二風谷ダム下流において約420万m<sup>3</sup>、二風谷ダム上流において約250万m<sup>3</sup>となります。

平取ダムの検証に係る検討にあたっては、治水対策案として、平取ダムを含む案、平取ダムを含まない案をできる限り幅広く立案し、治水（洪水調節）、新規利水、流水の正常な機能の維持について、様々な評価軸ごとに評価し、目的別の総合評価を行った結果、最も有利な案は平取ダムを含む治水対策案となり、全ての目的別の総合評価の結果が一致したことから、最も有利な案は当案であるとしたところです。